

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「社会に必要とされ、社会に貢献する価値ある会社」であることを信条のひとつとし、透明性が高く、効率的で健全な経営が重要であると考えております。  
これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定、情報開示の充実及びコンプライアンスの徹底を図ることに努力しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社あかぎ興業	593,960	5.04
株式会社群馬銀行	490,601	4.16
金子昌弘	469,618	3.98
金子才十郎	341,406	2.89
金子悦三	341,300	2.89
株式会社東和銀行	310,970	2.64
カネコ種苗従業員持株会	286,687	2.43
金子教子	185,947	1.57
群馬ハンディホンサービス株式会社	182,219	1.54
カネコ種苗みどり会	165,353	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
----------------	--------

決算期	5月
-----	----

業種	水産・農林業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情





## 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役別に報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、社長室で行っております。  
社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。  
また、社外監査役に対しては、全営業部長や支店長が参加し、営業の状況等が検討される会議等にも出席し、社内事情に精通した常勤監査役とのミーティングを通じ、情報の提供に努めております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

- 取締役は16名(うち社外取締役は2名)であり、「取締役会」を原則として月1回開催し、重要事項の決定・業務執行の状況の監督を行っております。また、重要な案件が発生したときは、随時臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。さらに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため「常務会」や、当面の諸課題に対応するため「役員会」を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
- 監査役は取締役会への出席及び決算書類閲覧等のほか、常勤監査役1名が取締役会のほか役員会やその他重要な会議に出席するなどして、取締役の職務の執行を監査しております。また、必要に応じて子会社に対して、営業の報告を求め、その業務及び財産の状況についても監査しております。
- 監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会終了後等に開催して、自らの職務執行の状況について報告するとともに、監査に関する重要な事項の協議・決定を行っております。
- 当社の会計監査は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は、栗原 学、今西 恭子の両氏で、直近の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。
- 監査役機能強化に係る取組状況につきましては、前述の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の【監査役関係】の項、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」の欄に記載のとおりであります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

- 社外取締役及び社外監査役の員数、提出会社との人的・資金的関係または取引関係その他の利害関係  
当社は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名の社外役員を選任しております。  
社外取締役である内田武及び丸山和貴の両氏は、いずれも弁護士であります。社外監査役費田裕行は、元群馬県農政部長、社外監査役加藤真一は、公認会計士・税理士であります。  
各社外取締役及び社外監査役と当社との間に、特別な人的・資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割  
社外取締役2名はいずれも弁護士であり、法律の専門家として豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化に十分な役割を果たすものと考えております。  
社外監査役は、取締役会に出席して重要な意思決定の過程を把握するなどして、取締役の業務執行を監督するほか、重要な会議に出席し、コンプライアンスの状況などの監視を行っております。加藤真一は公認会計士・税理士であり、企業経営や財務及び会計等に見識を有しております。また、費田裕行は過去に群馬県庁に勤務し、元農政部長の職にあり、農業に関する知識・経験等幅広い見識を有しております。それぞれが専門的な立場から、適宜意見を陳述するなどの役割を果たしております。  
なお、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
- 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方  
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を設定しておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が公表している独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。
- 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係  
社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。  
社外監査役は、内部監査・内部統制部門及び会計監査人とは、必要に応じ取締役及び常勤監査役を通じて、または直接に監査結果についての説明・報告を受けるとともに積極的に情報交換を行う等、連携して監査の実効性を高めております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎期の定時株主総会終了後に会社説明会を開催(年1回) 【直近の開催日】平成27年8月28日 【説明者】代表取締役社長 金子昌彦ほか 【内容概略】業績の推移、研究開発の現状と実績 【参加者】弊社株主など 79名	あり
IR資料のホームページ掲載	【掲載URL】 <a href="http://www.kanekoseeds.jp/zaimu/ir/">http://www.kanekoseeds.jp/zaimu/ir/</a> 【掲載資料】決算情報、会社説明会資料、法定開示資料、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	【IR担当部署】財務部 【IR担当役員・事務連絡責任者】専務取締役財務部長 長谷浩克	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営基本規定に掲げる信条「大同に生きる経営」、及びコンプライアンス規程「遵守すべき法令等(行動基準)」において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しており、当社グループの役員・従業員等に周知徹底を図っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドラインや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととし、リスク管理の最高責任機関を取締役会とし、総務部を統括部門とする。具体的には、各部門をリスク管理の実践部門とし、日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、不備等の把握を行うものとする。それに加え、リスク管理委員会を随時開催し、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施する。さらに、突発的なリスクが顕在化し、全社的な対応が必要である場合は、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会を随時開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各事業年度予算を立案し、全体的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

#### 4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの最高責任機関を取締役会とし、各部門毎に統括責任者と担当者を設置する。コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・行動基準」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、通報や相談ができる制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、ホットラインを通じて報告しなければならない。会社は、報告内容を秘守し、通報者に対して、勤務上不利益な扱いを行わない。

#### 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ各社にコンプライアンス統括責任者を設置する。また、グループ共通の「コンプライアンス規程・行動基準」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

#### 7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス担当者会議や常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとする。なお、監査役は、当社の会計監査人等から助言を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス規程「遵守すべき法令等（行動基準）」において「反社会的勢力との関係断絶」を基本方針として定めており、「違法行為や反社会的行為に関与しないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に常識ある行動に努め、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない」、また、「反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしない」旨を行動基準として明記しております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記の基本方針・行動基準を役員及び社員等に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務グループとし、マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しており、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けたりするおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

さらにデータベース検索を利用して取引先等の反社会的勢力のチェックを適時行い、懸念が残る場合は、調査会社等に調査依頼を行ったり、必要に応じて警察等へ照会を行ったりすることで取引先等が反社会的勢力に該当するか否かを把握に努め、反社会的勢力と判明した場合は取引を中止することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

1. 適時開示に係る意思決定体制

原則として月1回取締役会を開催するほか、重要な案件が発生したときは、随時臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

2. 社内体制

(1) 取締役会等で決議された「決定事実」については、適時開示の対象となる重要事実の有無を、情報取扱責任者である専務取締役財務部長を中心として社長室及び総務部と検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示します。

(2) 「発生事実」については、該当事実が発生した場合は、管理部門で情報収集し、適時開示項目に該当するか否かを、情報取扱責任者を中心として検討し、必要に応じ速やかに開示します。

(3) リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととしており、具体的には、リスク管理委員会を随時開催するなどして、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施することと定めております。

その重要事案が適時開示項目に該当するか否かを、情報取扱責任者を中心として検討し、必要に応じ速やかに開示いたします。

参考資料：模式図 【コーポレート・ガバナンスに係る社内体制】

